

横手市定住自立圏形成方針

平成22年12月15日制定
令和3年9月16日一部改正

(目的)

第1条 この方針は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定に基づく中心市宣言を行った横手市において、横手地域と、増田地域、平鹿地域、雄物川地域、大森地域、十文字地域、山内地域及び大雄地域（以下「周辺地域」という。）が相互に役割を分担し、連携した取組を推進することにより、住民が定住し、自立していくための諸機能が充実した魅力ある圏域を形成することを目的とする。

(基本方針)

第2条 前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策及び施策の分野の取組において横手地域と周辺地域が相互に役割分担して連携を図り、共同し又は補完し合うものとする。

(連携する具体的事項)

第3条 第1条の取組の内容及び当該取組におけるそれぞれの地域の役割は、次の定めるところによる。

1. 生活機能の強化に係る政策分野

(1) 医療

ア 地域医療体制の充実と救急医療体制の確保

a 取組の内容

市の中核医療施設である平鹿総合病院と市立横手病院・市立大森病院を中心に、地域の医療機関との連携を強化し、市民がいつでも必要なときに適切な医療が受けられ、幅広い医療ニーズに対応できるよう高度・特殊医療や救急医療体制の充実を図る。

また、休日・夜間における重症救急患者の二次救急医療を確保するため、圏域内の平鹿総合病院・市立横手病院・市立大森病院において実施している病院群輪番制事業と横手市医師会の協力による在宅当番医制について支援する。

さらに、情報通信技術（ICT）等を活用した診療などによる地域医療の確保に努めるとともに、恒常的な医師不足（医師少数区域）の解消に向け、地域医療を支える人材の育成・確保対策に努める。

- b 横手地域の役割
 - (a) 平鹿総合病院及び市立横手病院による高度先進的な専門医療や二次救急医療の提供と、病院群輪番制による休日・夜間の一次救急医療の提供に対して支援する。
 - (b) 横手地域内と周辺地域内の医療機関間の連携強化と、在宅当番医制による休日の一次救急医療の提供を支援する。
 - (c) 平鹿総合病院及び市立横手病院による市立大森病院も含めた病院相互の患者紹介と、地域内外の医療機関との緊密な連携体制を強化する。
 - c 周辺地域の役割
 - (a) 市立大森病院は、地域包括医療や二次救急医療を提供するとともに、病院群輪番制による休日・夜間の一次救急医療を提供する。
 - (b) 周辺地域内と横手地域内の医療機関間の連携強化と、在宅当番医による休日の一次救急医療の提供を支援する。
 - (c) 市立大森病院は、平鹿総合病院及び市立横手病院も含めた病院相互の患者紹介と、地域内外の医療機関との緊密な連携体制を強化する。
 - イ 各病院の機能強化支援
 - a 取組の内容

圏域内の住民が必要に応じて適切な医療が受けられるように、地域医療の中核となる平鹿総合病院への医療運営費支援と市立横手病院・市立大森病院の医療機器整備等による機能強化を図る。
 - b 横手地域の役割

平鹿総合病院及び市立横手病院の二次医療機関としての機能を充実させるため、医療機器の整備や医療従事者の確保を図る。
 - c 周辺地域の役割

市立大森病院の二次医療機関としての機能を充実させるため、医療機器の整備や医療従事者の確保を図る。
- (2) 健康・福祉
- ア 健康の駅事業の推進
 - a 取組の内容

子どもから高齢者まで全ての市民の健康をテーマにした市民の交流拠点健康の駅において、主に運動を切り口とした安全で効果的な健康づくり（生活習慣病予防や介護予防等）が実践できるように支援する。

また、健康寿命の延伸を目的に、身体的な健康の維持・増進のみなら

ず、いきいきと自分らしく生きるために重要な「こころの健康」の維持など市民の総合的な健康づくりを支援する。

b 横手地域の役割

健康の駅事業の企画・運営を行い、事業の更なる推進と体制強化を図る。大規模駅では利用者個々の身体特性に応じた健康づくり支援、中規模駅では生涯学習活動や地域活動等と連携した地域ぐるみの健康づくり支援、小規模駅では地域の顔なじみの仲間が声を掛け合い、身近なところで健康づくり支援を行う。

また、身体測定や栄養指導など、ニーズに合った支援の充実を図り、健康寿命の延伸や健康づくりに取り組む地域住民の増加につなげる。

c 周辺地域の役割

大規模駅では利用者個々の身体特性に応じた健康づくり支援、中規模駅では生涯学習活動や地域活動等と連携した地域ぐるみの健康づくり支援、小規模駅では地域の顔なじみの仲間が声を掛け合い、身近なところで健康づくり支援を行う。

また、身体測定や栄養指導など、ニーズに合った支援の充実を図り、健康寿命の延伸や健康づくりに取り組む地域住民の増加につなげる。

イ 地域ケアシステムの充実

a 取組の内容

高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持ち、豊かで充実した生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けて、多様な主体による連携、社会資源の充実や健康と生きがいづくりの推進を図る。

b 横手地域の役割

近隣地域と連携を図りながら、高齢者の生きがいづくりを推進するとともに、介護・介護予防・地域支援事業・高齢者福祉サービス等の提供基盤の整備を行う。

また、認知症支援体制の整備や保健・医療・福祉の連携や地域包括支援センターの機能強化により、高齢者支援体制の強化を図る。

c 周辺地域の役割

横手地域と連携を図りながら、中山間地域が多く高齢化率が高いことを考慮し、高齢者の生きがいづくりや地域住民同士の交流のため、身近な場所での集いの場の設置を支援するとともに、中山間地域への安定した介護サービス等の提供のため、介護・介護予防・地域支援事業・高齢者福祉サービス等の提供基盤の整備を行う。

また、認知症支援体制の整備や保健・医療・福祉の連携や地域包括支援センターの機能強化により、高齢者支援体制の強化を図る。

(3) 産業

ア 農業の担い手育成支援

a 取組の内容

本圏域の基幹産業である農業の担い手の高齢化、後継者不足が課題となっていることから、地域の中核的農家に対して地域農業のリーダー的役割と農業のプロとしての意識醸成を促すとともに、認定農業者のメリットと役割を明確にし、認定農業者への誘導を図る。

また、認定農業者や農業法人等がそれぞれの農業形態別の所得向上につながる経営モデルを設定し、経営・営農技術の情報を広く伝えることにより、地域農業を支える担い手の営農意欲の向上を図るとともに、経営の効率化を促進し所得の向上を図る。

さらに、県や市独自の研修制度を活用し、新規就農者の育成に努める。

b 横手地域の役割

国・県・農業団体と連携して、担い手に関する情報収集に努めるとともに、農業の担い手育成の研修や支援制度等の様々な情報を地域内及び周辺地域に発信して担い手の育成に努める。

c 周辺地域の役割

本圏域の農業を支える人材輩出の中心として、認定農業者や農業法人等の整備を進めるとともに、新規就農者の確保と営農定着支援に努める。

イ 食と農からのまちづくり

a 取組の内容

本圏域は、横手盆地の特有の気候・立地条件と肥沃な土壌を背景とした稲作を中心とする穀倉地帯であるが、野菜、果樹等の稲作以外の農産物生産も盛んな地域であり、農業が基幹産業となっている。

また、特色ある優れた食材や食文化、発酵食品等、豊富な地域資源を最大限に生かし、産地収益力の向上に繋げるため、地域農産物のブランド化と産地づくり、発酵文化に関する情報発信、生産と加工や販売との連携による6次産業化の推進、地産地消の促進等の取組により「食と農からのまちづくり」の推進を図る。

b 横手地域の役割

広報、コミュニティFM、ホームページ、ブログ、催事などにより、「食と農」に関する取組や地域の食材、食文化、発酵食品等の情報発信に努める。また、学校給食等への地元食材の利用を促進するとともに、6次産業化への取組を支援する。

- c 周辺地域の役割
各地域の様々な食材、食文化等の情報を発信し、地域ブランド製品の更なる品質向上に努めるとともに、地域特産となりうる農産物の開発や研究に努める。
また、学校給食等への地元食材の供給を促進する。
- ウ 地元企業支援及び企業誘致による雇用の場の確保
 - a 取組の内容
地域経済を支える地元企業の経営基盤強化や起業・創業に対する各種支援制度の充実を図るとともに、積極的な企業誘致に努め、雇用の場の拡大を図る。
 - b 横手地域の役割
 - (a) 近年の自動車関連産業や航空機関連産業、IT・ソフトウェア産業の新規立地に加え、さらに成長、発展が見込まれる分野の企業や、高度な知見や技術をもつ大学や企業の研究開発機関の立地を目指す。
 - (b) 横手地域へ立地している企業の経営基盤強化のため、経済状況に即した支援制度を整備するとともに、起業・創業支援を充実させ、事業の拡大と雇用促進を図る。
 - c 周辺地域の役割
各地域へ立地している企業の経営基盤強化のため、経済状況に即した支援制度を整備するとともに、起業・創業支援を充実させ、事業の拡大と雇用促進を図る。
- (4) 教育文化
 - ア 山や川などの自然環境や里山環境を利用した体験教育の推進
 - a 取組の内容
本圏域は、奥羽山系と出羽丘陵の山並みが両脇を囲み、その中央を雄物川、その支流に横手川、成瀬川、皆瀬川等の河川が流れ、豊かな自然環境や里山環境を有していることから、その環境を生かした体験教育の推進を図る。
 - b 横手地域の役割
体験教育のニーズ等の情報収集を図るとともに、周辺地域情報の集約と発信に努める。
 - c 周辺地域の役割
体験型教育プログラムを充実させ、ニーズに合ったメニュー、施設・場所を提供する。

イ 心を豊かにする生涯学習と生涯スポーツの推進

a 取組の内容

市民が豊かな教養を身に着けるとともに、心身の健全な育成を図るため、芸術文化やスポーツにふれる機会や体験活動ができる場の提供と取組を支援する。

b 横手地域の役割

芸術文化施設や横手地域のスポーツ施設を活用し、他地域との交流を促進するとともに、芸術文化やスポーツに親しむ場の提供と取組を支援する。

c 周辺地域の役割

公民館等の生涯学習施設や地域のスポーツ施設を活用し、芸術文化やスポーツに親しむ場の提供と取組を支援する。

(5) 環境

ア ごみの減量・資源化の推進

a 取組の内容

リサイクルの推進やごみの減量化、生ごみの堆肥化などの3R（リデュース、リユース、リサイクル）活動などを推進し、環境負荷を低減するための循環型社会に向けた一層の取組を図る。

市民、事業者に対しては、ごみ分別アプリやホームページ、チラシ等を活用し分別の見える化を行い、分別意識の向上を図るとともに、分別の適正化を推進する。

また、ごみの資源化の取組として、生ごみの堆肥化や焼却熱を利用した発電、焼却主灰の全量セメント原料化、空き瓶、小電、ペットボトル等の回収等を促進し、ごみの資源化を図る。

b 横手地域の役割

「クリーンプラザよこて」で、市内全域のごみの収集を行い、適正なごみの分別を実施するとともに、焼却熱を利用した発電や焼却主灰の利活用等により、ごみの資源化を推進する。

また、市民、事業者に対し、適正な分別方法を周知し、ごみの減量や資源化の意識醸成を図るとともに、無料で資源ごみを出すことができる常設型資源回収ステーション等の活用により、地域での資源化を促進する。

c 周辺地域の役割

各集積所での家庭系ごみの分別の適正化を図るとともに、堆肥センターで生ごみの堆肥化を促進し、ごみの減量や資源化を図る。

また、市民、事業者に対し、適正な分別方法を周知し、ごみの減量や

資源化の意識醸成を図るとともに、無料で資源ごみを出すことができる常設型資源回収ステーション等の活用により、地域での資源化を促進する。

イ 再生可能エネルギーの利用の促進

a 取組の内容

個人住宅や事業者等への再生可能エネルギーの普及促進により、二酸化炭素排出量を削減するとともに、地球温暖化対策の推進を図る。

また、公共施設への積極的な導入により、エネルギーの地産地消や災害時のエネルギーの確保を目指す。

b 横手地域の役割

地中熱利用による融雪設備の普及を図り、除排雪作業の負担軽減を図るとともに、再生可能エネルギー活用の理解醸成を図る。

また、太陽光発電設備等、再生可能エネルギー設備導入を促進し、カーボンニュートラルに向けた取組に努める。

c 周辺地域の役割

周辺地域においても、地中熱利用による融雪設備の普及を図り、除排雪作業の負担軽減を図るとともに、再生可能エネルギー活用の理解醸成を図る。

また、太陽光発電設備等、再生可能エネルギー設備導入を促進し、カーボンニュートラルに向けた取組に努める。

ウ 森林吸収源対策の確実な実施

a 取組の内容

施業の集約化、路網の整備及び計画的な間伐等の森林整備を推進する。合わせて森林環境譲与税を活用し、森林経営管理制度においては境界又は施業区域の合意形成を図りながら未整備森林の整備を推進するほか、木材利用促進や普及啓発等にも取り組み、森林吸収源となる森林資源の整備、保全に努める。

b 横手地域の役割

木材利用促進など森林整備の促進に関する取組や、情報発信に努めるとともに、地域の森林資源の整備、保全を推進する。

c 周辺地域の役割

地域の特徴を生かした森林整備の促進に関する取組に努めるとともに、地域の森林資源の整備、保全を推進する。

(6) 防災

ア 防災・減災対策の推進

a 取組の内容

災害時や緊急時において、迅速かつ的確な対応を行うため、平常時から地域や企業等との連携・協力関係の構築、非常時備蓄物資確保、防災情報の適切な伝達手段の整備等に取り組む。

また、市民の防災に対する意識の醸成や知識の習得に努め、大規模災害発生時における相互応援・協力体制の整備による避難者の受け入れなど主体的な防災活動を促進する。

b 横手地域の役割

圏域全体の約4割の人口が集中し、かつ昼間人口も増加する地域であることから、地域や企業等との連携・協力のもと非常時備蓄物資の整備に努めるとともに、周辺地域で物資が不足するような場合は供給に当たる。

また、平常時からの情報収集及び情報伝達方法の確立により、災害時や緊急時に迅速かつ的確な対応ができる体制の整備に努めるとともに、帰宅困難者等に対する一時滞在施設の確保など、避難者受け入れ体制を強化する。

c 周辺地域の役割

周辺地域においても、平常時から情報収集及び情報伝達方法の確立、避難者の受け入れ態勢の確保により、災害時や緊急時に迅速かつ的確な対応ができる体制の整備に努める。

2. 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 地域公共交通

ア 地域公共交通の確保維持と利便性の向上

a 取組の内容

地域住民や行政、交通事業者などの多様な関係者が協働・連携しながら、地域公共交通の確保・維持を図る。

市民の足として重要な役割を果たしている生活バス路線については、バス事業者への支援を行い既存運行路線の存続確保を図ることで、公共交通の利用が不便なエリアの拡大防止に努める。

また、路線バス網の間を面的にカバーする横手デマンド交通や、地域の実情に合わせ自家用有償旅客運送等の手法も用いて、持続可能な地域公共交通体制の構築を図る。

b 横手地域の役割

(a) 通勤、通学、通院、買い物等の圏域全体の拠点地域として、各交通手段間の円滑な乗り継ぎを可能とするような運行ダイヤについて交通事業者と調整を図るなど、交通結節機能の強化を図る。

(b) 交通事業者と連携して、横手デマンド交通、横手市循環バスの

運行を実施し、市民が利用しやすい公共交通の確保維持に努める。

c 周辺地域の役割

(a) バス路線に対する住民要望の取りまとめや地域ニーズの把握に努め、事業者との調整を行う。

(b) 横手デマンド交通や乗合タクシー、自家用有償旅客運送等の運行により、地域の実情に応じた生活の足の確保を図る。

(2) 道路等の交通インフラの整備

ア 圏域内外を結ぶ道路ネットワークの整備充実

a 取組の内容

市民生活、産業活動に密接に係る横手地域と周辺地域を結ぶ生活幹線道路を整備し、国・県道へのアクセスをスムーズにするとともに、冬期間における除排雪体制の整備などにより、快適で安全安心な道路環境の確保を図る。

b 横手地域の役割

幹線道路については、国道13号、国道107号、主要地方道等の主要幹線道路や秋田自動車道横手インターチェンジ、横手北スマートインターチェンジとの円滑な接続と道路機能の充実を図る。

また、生活道路については、都市機能と幹線道路等への円滑な接続が可能となるよう道路環境の整備を図る。

c 周辺地域の役割

幹線道路については、国道13号、国道107号、国道342号、国道397号、主要地方道等の主要幹線道路との円滑な接続と道路機能の充実を図る。

また、生活道路については、幹線道路等への円滑な接続が可能となるよう道路環境の整備を図る。

(3) 交流・定住促進

ア 移住定住の促進

a 取組の内容

ウェブサイト等を活用した情報発信と、各種窓口や移住イベントの場での個別相談等により、移住希望者の掘り起こしに努める。

移住してよかったと思えるよう、一人一人の相談内容に応じたきめ細やかな対応を心がけ、「定住」という結果につなげるため、関係部局が連携して対応にあたる。

b 横手地域の役割

都市機能を備えた圏域中心地域として、移住希望者に対して地域の

暮らしの魅力をPRし、移住定住の促進につなげる。

c 周辺地域の役割

豊かな自然環境の中で地域ごとの特性を活かした暮らしぶりをPRし、移住定住の促進につなげる。

イ 応援人口との交流促進

a 取組の内容

継続的に多様な関わりを持ってくれる応援人口とともに課題解決に取り組むため、大規模イベントや首都圏でのイベント等を通じて応援意識の醸成と底上げを図るとともに、横手の課題応援事業メニューを企画・実施し、応援人口による地域課題への具体的な応援・支援といった取組の深化を図る。

b 横手地域の役割

課題応援事業メニューを企画・実施し、応援人口との関係の深化を図る。

c 周辺地域の役割

地域課題の洗い出しを実施するとともに、交流促進につながる地域資源の発掘や洗い出しを行い、中心地域と連携し、応援人口の取組の深化を図る。

ウ グリーン・ツーリズムへの支援による移住対策事業の推進

a 取組の内容

田植え、稲刈り、ぶどう・りんご狩り等の農業体験や食文化体験、自然体験等の資源を生かしたグリーン・ツーリズムの支援に努め、受入農家の育成と農家民宿の充実を図ることで、都市からの体験希望者を増加させ、農村生活を体験してもらうことにより、都市住民の移住促進を図る。

b 横手地域の役割

観光ぶどう園等の農業体験を通じて、圏域内におけるグリーン・ツーリズムの情報発信を図り、他地域での農業体験実施につなげるよう努める。

c 周辺地域の役割

優良事例である農家民宿・農業体験の取組をより広範囲に普及させるとともに、長期滞在及び移住につながるよう地域の特色を生かした受入体制を整備し、定住者の拡大を図る。

(4) 地産地消の推進

ア 地域資源を活用した地産地消の推進

a 取組の内容

圏域内における地産地消を推進するため、農産物直売所の利用促進を支援するとともに、地場農産物の学校給食での使用拡大を図る。

また、圏域内で生産された農産物を加工、販売する体制整備への支援を行い、6次産業化への取組を推進する。さらに、横手市農業や横手産農産物への理解の促進、農作業体験を含めた担い手の育成に関連した食育事業を推進し、総体的に地産地消への意識の向上を図る。

b 横手地域の役割

農産物直売所等に関する情報を発信するほか、生産者団体等との意見交換を開催し、学校給食における地場農産物の使用率向上を図る。

また、6次産業化への体制整備を支援するとともに、6次産業化支援施設の活用を推進する。

さらに、地場産の食材を使用した給食提供の機会創出や食農体験プログラム等による食育の推進を図る。

c 周辺地域の役割

中心地域と連携し各種施策に取り組み、直売所の支援や地産地消の推進を図るとともに、各地域で生産している特色ある農産物への理解を促進するなどの食育事業を支援する。

(5) デジタル・ディバイドの解消へ向けたICTインフラ整備・活用

ア ICTの利活用による市民の利便性の向上

a 取組の内容

ICTの利活用により、行政手続きのオンライン化の充実や公共施設の予約をはじめ、使用料等の支払いのキャッシュレス決済などデジタル化の推進を図り、「いつでも」「どこからでも」手続きができるように市民の利便性の向上とデジタル・ディバイド（情報格差）の解消を図る。

また、児童・生徒の情報活用能力の育成や、ICTを効率的に活用した「わかりやすく深まる授業」の実現のため、教育ICT環境の充実を図る。

さらに、市内外企業の多様な働き方を支援するため、ビジネスワーク施設やテレワーク環境等の充実を図る。

b 横手地域の役割

多様化するICTの情報を収集し、環境整備や利活用の検討、体制の充実を図る。

c 周辺地域の役割

中心地域と連携し各種施策に取り組み、利便性の向上を図る。

3. 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 人材の育成

ア 市民の主体的な地域づくり活動の推進

a 取組の内容

地域づくりの支援に取り組み、人口減少や少子高齢化の中で多様化する地域課題や地域の将来像を考え、課題解決のための持続的な取組体制の確立を図るとともに、地域住民の参画を促し、人材の育成を図る。

b 横手地域の役割

横手地域においては、自主運営組織や自治会・町内会の地域づくり活動を支援しながら、地域住民が主体となった地域づくり活動を推進し、地域住民の参画を促し、人材の育成を図る。

c 周辺地域の役割

周辺地域においても、自主運営組織や自治会・町内会の地域づくり活動を支援しながら、地域住民が主体となった地域づくり活動の推進を図るとともに、地域住民の参画を促し、人材の育成を図る。

(2) 外部からの人材の招へい

ア 地域支援アドバイザー等の活用

a 取組の内容

本圏域の地域おこしにつながる魅力的な資源があるにもかかわらず、地元住民ではなかなか気づかない地域産品等を客観的な視点で掘り起こし、商品開発等について助言する地域支援アドバイザーの招へいや地域おこしを担う人材を受け入れ、地域産業の高付加価値化を図る。

b 横手地域の役割

(a) 外部からの地域支援アドバイザーの招へいや地域おこしを担う人材を受け入れ、埋もれている地域資源の発掘を行う。

(b) 特産物や新商品の開発・売り込み等に関するマーケティングアドバイザー及び新たな観光ルート開発や観光資源を発掘する観光アドバイザーの招へいや地域おこしを担う人材を受け入れ、新たな横手ブランドの創造に努め、本圏域のPRを推進する。

c 周辺地域の役割

(a) 各地域の資源調査等により、各地域に埋もれている優良な農産品や特産品、観光資源の情報収集を行い、地域資源の発掘を行う。

(b) アドバイザー等により発掘された優良な特産品等についてのマーケティングを推進するとともに、各地域を周遊する観光ルートの開発に努める。

(その他)

第4条 この方針に掲げる取組について必要な事項は、市長が別に定める。